

第17回 京都市路上喫煙等対策審議会 議事次第

開催日	令和2年8月4日（火）
時間	15時～17時
会場	アーバネックス御池ビル西館4階 消費生活総合センター研修室

1 開会あいさつ（文化市民局長）

2 委員紹介，会長・副会長の選出 資料1

3 報告事項

(1) これまでの路上喫煙対策の取組について 資料2

(2) 健康増進法の改正について 資料3

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響等について 資料4

4 審議事項

(1) 加熱式たばこの取扱いについて 資料5

(2) 喫煙場所の今後の在り方について 資料6

5 その他

6 閉会あいさつ（くらし安全推進部長）

(参考) 京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿 (令和2年8月4日時点)

(敬称略・五十音順)

	氏 名	役 職 等
委員	あずま ひろかず 東 広和	京都市立中学校PTA連絡協議会会計
〃	うえだ てるお 上田 照雄	京都商店連盟副会長
〃	おかもと あきこ 岡本 昌子	京都産業大学法学部教授
〃	かんざき えりこ 神崎 愛理子	市民公募委員
〃	ささき しげる 佐々木 繁	市民公募委員
〃	たみや のぶよ 田宮 暢代	洛和会音羽病院呼吸器内科副部長
〃	やぶした せいじ 藪下 清二	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議 代表副幹事
〃	よしだ たけひろ 吉田 雄大	弁護士

第17回 京都市路上喫煙等対策審議会
資料一覧

- ・資料1 会長・副会長の選出
- ・資料2 路上喫煙対策の現状等
- ・資料3 改正健康増進法に関する資料
- ・資料4 新型コロナウイルス感染症の影響等
- ・資料5 加熱式たばこの取扱に関する検討資料
- ・資料6 公設喫煙場所の今後のあり方に関する検討資料

会長及び副会長の選出について

1 概要

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっています。

2 審議会にかかる規定（抜粋 全文は別紙1参照）

(1) 条例

（審議会）

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(2) 規則

（審議会の会長及び副会長）

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の招集及び議事）

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

路上喫煙対策の現状等（令和元年度まで）

1 概要

路上喫煙等による身体や財産への被害の防止を図ることで、市民及び観光旅行者等の安心安全を確保するため、平成 19 年 6 月 1 日に、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（別紙 1）を施行した。

市内全域において、道路や公園等の屋外の公共の場所では路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、市内 3 か所の路上喫煙禁止区域（過料徴収区域）においては、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者に千円の過料を徴収している。このほか、さまざまな媒体を活用した周知啓発や喫煙場所の設置などにより、路上喫煙者は減少している。

2 取組

(1) 過料処分について

ア 路上喫煙禁止区域の指定

条例に基づき、審議会の答申（別紙 2）を経て、現在は「市内中心部」、「京都駅周辺」及び「清水・祇園地域」を指定している（別紙 3）。

イ 路上喫煙等監視指導員の巡回

- ・人数 : 9 名（令和 2 年 7 月時点）
交代制勤務で 1 日につき 4～8 名勤務。1 班 2 名体制で巡回
- ・実施日 : 年末年始を除く毎日
- ・巡回時間 : 7:30～18:00 が中心。月に数回、夜間にも実施。

ウ 過料処分件数の推移と違反者の傾向

平成 31 年（令和元年）度の処分件数は 825 件。平成 24 年度 6,794 件をピークとして減少を続けている。違反者の傾向は、取組当初からの傾向として男性が多く、近年の傾向としては外国人の割合が増加している（詳細は別紙 4 参照）。

(2) 喫煙場所の設置

審議事項(2)で後述する。

(3) 広報

チラシ・ポスター等の印刷物をはじめ、民間広告媒体の活用など、さまざまな機会を通じて広報を行っている（別紙 5 参照）。

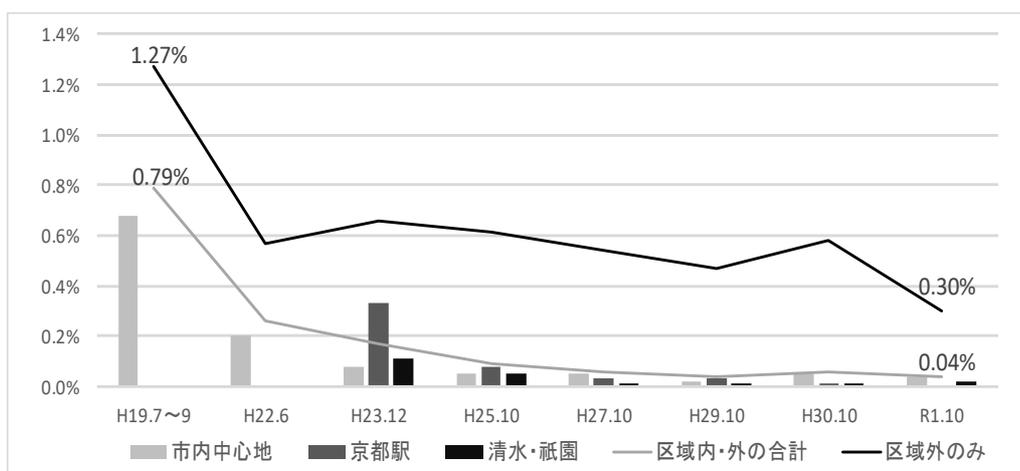
(4) 路上喫煙禁止区域外での取組

区域外においては、条例の認知度が高いとは言えず、市民や観光客等からの苦情等が多いため、令和元年度から試行的に禁止区域外での街頭啓発と巡回を行っている。

3 路上喫煙率の推移

路上喫煙禁止区域を中心に 30 箇所のポイントを定め、通行人に占める喫煙者の割合を定期的に調査している。

範囲	H19.7~9	H22.6	H23.12	H25.10	H27.10	H29.10	H30.10	R1.10
市内中心地	0.68%	0.20%	0.08%	0.05%	0.05%	0.02%	0.05%	0.04%
京都駅	-	-	0.33%	0.08%	0.03%	0.03%	0.01%	0%
清水・祇園	-	-	0.11%	0.05%	0.01%	0.01%	0.01%	0.02%
区域内・外の合計	0.79%	0.26%	0.17%	0.09%	0.06%	0.04%	0.06%	0.04%
区域外のみ	1.27%	0.57%	0.66%	0.61%	0.54%	0.47%	0.58%	0.30%



4 たばこに関連する状況の変化

(1) 喫煙者の動向

喫煙率は低下傾向にある。厚生労働省が毎年実施している「国民健康・栄養調査」(別紙 6)によると、20 歳以上で「習慣的に喫煙している者」の割合は平成 19 年調査で男性 39.4%，女性 11.0%であったが、平成 30 年調査では男性 29.0%，女性 8.1%となっている。「たばこをやめたいと思う者」も増加傾向にあり、今後も減少が続くと見込まれる。

(2) WHO や厚生労働省による受動喫煙対策の進展

平成 17 年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (WHO Framework Convention on Tobacco Control 略称: FCTC)」が発効し、我が国も批准。厚生労働省が国際施策の整備を進めている。直近では、健康増進法が改正され、公共施設で原則敷地内禁煙となったほか、令和 2 年 4 月 1 日からは事業所、飲食店、ホテルなど多くの施設で原則屋内禁煙となった(報告事項(2)で後述)。

(3) 喫煙に対する世論の変化

規制強化等と同調し、さまざまな機関がたばこの煙の害についての啓発を行っており、世論に広く認識が広まるとともに、喫煙マナーについての意識が高まっている。

(4) 加熱式たばこの普及

審議事項(1)で後述する。

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 500万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



or

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年
4月1日
施行

【経過措置】

既存の経営規模の小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

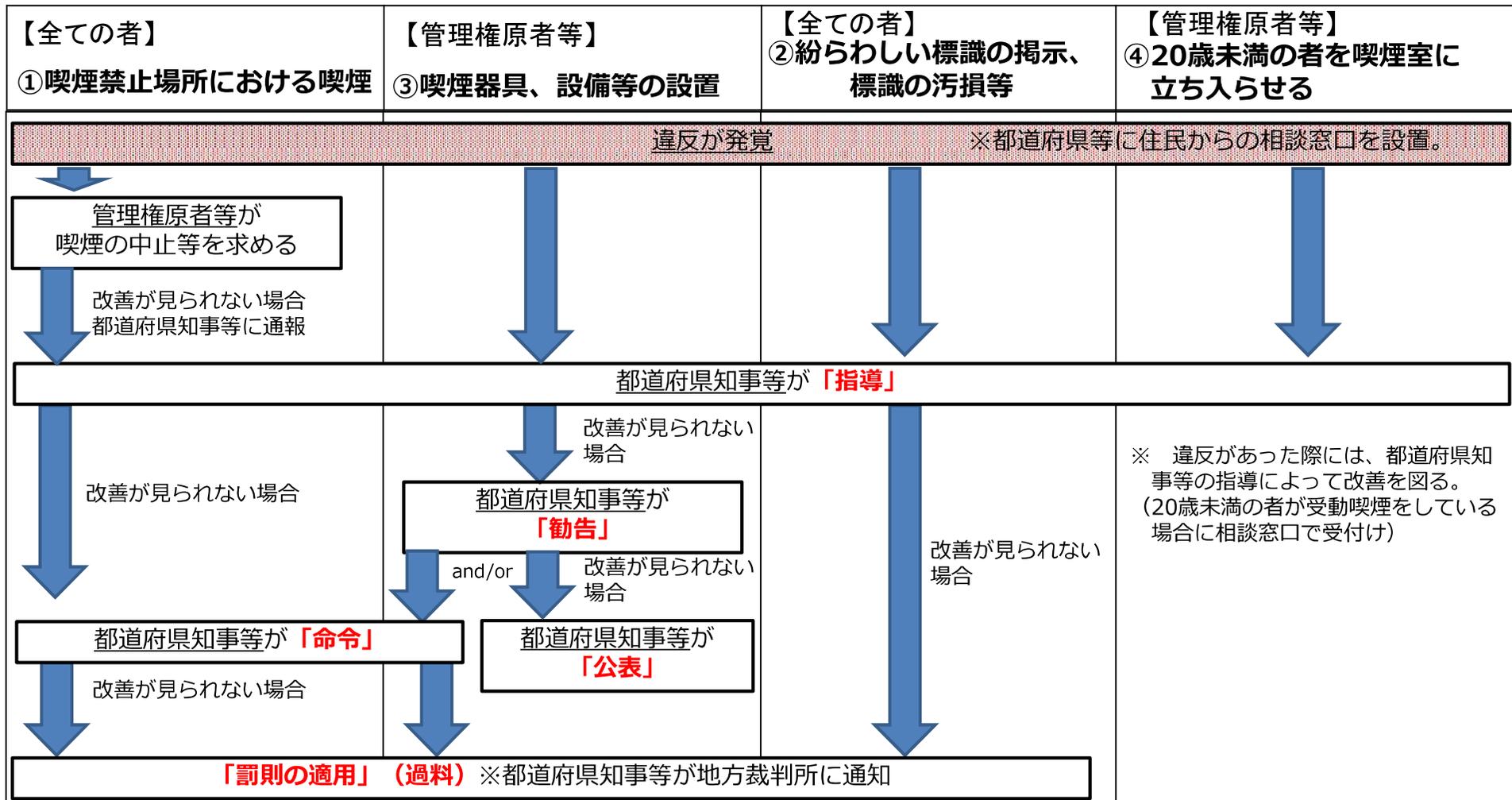
(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
 - 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 - 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 - ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年		2020年		
<u>7月25日</u>	<u>1月24日</u>	<u>7月1日</u>	9月（ラグビーW杯）	4月	7月（東京オリパラ）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">法律公布</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日 </div>				

新型コロナウイルス感染症の影響等

1 主な経過

- 1月30日 京都市で1例の感染者を確認。感染症対策本部を設置。
(3月下旬～4月下旬にかけ、新規感染者数が増加)
- 4月18日 京都府が緊急事態宣言の対象地域に指定された。
- 5月21日 京都府の緊急事態宣言が解除された。

2 路上における通行人量等の変化（別紙7参照）

通行人量について、2月(7, 8日)及び4月(10, 11日)に実施した定点調査結果を比較すると、通行人量は約1/2、うち外国人の通行人量は1/10以下になっている。一方、喫煙者の数はほとんど変化がない。

3 路上喫煙対策の取組への影響

(1) 喫煙場所の一時閉鎖と解除（別紙8参照）

3月27日、市長が会見を開き、公設喫煙場所の閉鎖を発表。当課で管理する公設喫煙場18か所を一時閉鎖した。6月3日以降、一時閉鎖を順次解除。供用再開にあたり、利用者には感染症対策を取るよう誘導する案内表示等を設けた。

(2) 街頭啓発等の中止

定期的にも実施してきた街頭啓発については3月以降、実施を見送った。また、改正健康増進法の完全施行に合わせて実施を予定していた大規模な啓発についても、外出自粛等により通行人量が大幅に減少するなどしたため、実施を見送った。

(3) 過料処分巡回の縮小

4月下旬～5月末にかけ、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請の主旨に沿い、路上喫煙等監視指導員においても在宅勤務を実施。これにより過料処分巡回を縮小した。

(4) 事業予算の減額

定点調査、啓発外部委託、広報、啓発物品の購入等に充てる予算を大幅に減額された。

4 喫煙者への影響

喫煙が感染症の症状を悪化させる等の知見が報じられたこと、在宅勤務等により喫煙しにくい状況が生じたことなど、喫煙者の心理や行動に影響があったことが推測される。信頼性の高い調査が待たれる。

加熱式たばこの取扱に関する検討資料

1 「加熱式たばこ」とは

たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を、専用機器を用いて加熱することで煙を発生させ吸入するもの。「IQOS」、^{アイコス}「Ploom TECH」、^{プルーム テック}「glo」などの製品がある。たばこ事業法で認可された「製造たばこ」に該当する。平成 26 年頃から急速に普及している。

(参考)「電子たばこ」とは

香料などを添加した溶液を、専用機器を用いて加熱し煙霧を発生させ吸入するものとする。「^{マイブルー}myblu」「^{ジュール}JUUL」などの製品がある。「^{ベイプ}VAPE」とも呼ばれる。たばこ葉等を使用しておらず、法令上のたばこに該当しない。また、国内で市販されている溶液には、ニコチンが含まれていない。

2 普及状況等に関する情報

(1) 厚生労働省「平成 30 年 国民健康・栄養調査結果の概要」（詳細は別紙 6 参照）

- ・令和 2 年 1 月に公表された同調査で、加熱式たばこの項目が初めて盛り込まれた。
- ・習慣的に喫煙する者のうち、加熱式たばこの使用者の割合は、男性 30.6%、女性 23.6%
- ・習慣的に喫煙する男性のうち、20 歳代、30 歳代の使用者の割合は 50%を超える

(2) 今後の普及見通し

- ・公的な調査が始まったばかりであり、過去との比較がない。
- ・若年層の使用割合が高いため、当面は微増を続けると推測される。

3 健康への害に関する情報

加熱式たばこの害の分析については、国内外を問わずさまざまな機関により分析・検証が行われており、結果に対してもさまざまな見解がある。ここでは、厚生労働省及び関係機関が公表している分析等について記載する。

(1) 煙の成分

たばこの煙は、喫煙者が吸入する「主流煙」、たばこ先端の燃焼部から生じる「副流煙」、主流煙を吐き出した「呼出煙」に分けられる。

加熱式たばこの主流煙の成分については、平成 29 年度厚生労働省化学特別研究事業「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」において分析が行われ、「紙巻きたばこと比較すると有害化学物質量は低減され、ニコチン量は変化がなかった。一方で、グリセロール類は紙巻きたばこよりも高

くなった」と結論している。また、呼出煙の成分については主流煙に準ずると考えられる。

一方、加熱式たばこの副流煙は、たばこ葉等を燃焼させてないため、ほとんど生じないとされる。

(2) 周囲への影響

厚生労働省国立がん研究センター委託事業費「たばこ情報収集・分析事業」による実験では、喫煙時の室内におけるニコチン濃度の測定を行っている。紙巻きたばこと加熱式たばこをそれぞれ換気のない狭い室内で喫煙し、室内のニコチン濃度を測定した結果、紙巻きたばこが $1,000\sim 2,420\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であったのに対し、加熱式たばこは $26\sim 257\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であったとされる(詳細は別紙 9 参照)。

4 厚生労働省の見解等

(1) 健康増進法での取扱い

令和元年 2 月、健康増進法に基づき、発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定する「指定たばこ」として、加熱式たばこを指定している。

(2) 厚生労働省の参考資料「加熱式たばこにおける科学的知見」(詳細は別紙 10 参照)

- ・加熱式たばこの主流煙には、紙巻たばこと同程度のニコチンを含む製品もある。
- ・加熱式たばこの主流煙に含まれる主要な発がん性物質の含有量は、紙巻たばこに比べれば少ない(※1)。
- ・加熱式たばこ喫煙時の室内におけるニコチン濃度は、紙巻たばこに比べれば低い。
- ・加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。

5 WHO (世界保健機構) の見解

令和元年 7 月に報告書「WHO REPORT ON THE GLOBAL TOBACCO EPIDEMIC, 2019」を公表した。加熱式たばこに関する章の結論は次のとおり(当課訳。原文は※2)。

- ・加熱式たばこは、たばことして規制すべき。
- ・加熱式たばこ使用者は有害物質に晒される。周囲の人も副次的な影響を受ける。
- ・加熱式たばこに含まれるいくつかの有害物質の量は、紙巻きたばこより少ないが、他の有害物質の量は多い。健康への危険が少ないことを意味しない。
- ・加熱式たばこにはニコチンが含まれる。高い中毒性があり、子ども、青少年、妊婦に特に影響がある。
- ・長期的な健康への影響は不明。現時点で検証は不十分。使用者と周囲の人に与える健

康上の危険性を判断するには、独立した研究が必要。

6 本市における取扱い等

(1) 条例における取扱い

以下の理由から条例による規制の対象外とし、過料処分は行っていない。

- ・たばこ先端に燃焼部がなく、やけど等身体及び財産の被害の恐れがないこと
- ・有害物質の吐出があるものの、健康への影響が明らかでないこと

しかし条例は、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的としているため、路上等での使用はしないよう指導している。

(2) 本市の今後の方針

加熱式たばこの取扱いについては、厚生労働省の見解や、他都市の動向を注視し、審議会の意見を踏まえつつ検討したい。

7 他の政令指定都市における取扱い

本市を含む20政令市の全てが、何らかの条例において路上喫煙防止の規定を設けている。このうち、16市が加熱式たばこを「条例の対象としない」、4市が「条例の対象とする」と回答している。ただし、対象としている4市においても対応は指導にとどまり、加熱式たばこに過料処分を行っている市はない(※3)。

(脚注)

※1：「現時点で測定できていない化学物質もある」とした。

※2：同報告書 P54.原文

Key information and recommendations for countries

- HTPs contain tobacco and should be regulated like tobacco products.
- HTPs produce toxic emissions, many of which are similar to toxicants found in cigarette smoke.
- HTP users are exposed to toxic emissions from the products, and bystanders could also be exposed to these toxic secondhand emissions.
- Although the levels of several toxicants in HTPs are lower than those found in conventional cigarettes, the levels of others are higher. A lower level of some toxicants does not necessarily mean a reduction in health risk.
- HTPs contain nicotine. Nicotine is highly addictive and linked to health harms, particularly in children, pregnant women and adolescents.
- The long-term health impacts of HTP use and exposure to their emissions remain unknown. There is currently insufficient independent evidence on the relative and absolute risk. Independent studies are needed to determine the health risk they pose to users and bystanders.

※3：他都市の対応状況

○条例の対象としない

札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 北九州市, 福岡市, 熊本市

○条例の対象とする

横浜市, 浜松市, 岡山市, 広島市

* 横浜市は、たばこ葉を使用していることから条例で規定する「たばこ」に該当するとしているが、実際の運用では指導のみ実施し、過料徴収は行っていない。

* 浜松市は、条例でたばこのポイ捨ての禁止を規定しており、たばこカートリッジの投棄が想定されることから、条例の対象としている。ただし、条例上、努力義務で罰則はない。

* 岡山市は、条例上、たばこの定義はないが、「電子たばこ」のように「たばこ」の名称が入ったものや、使用方法が「たばこ」に類似しているものを広く条例の対象として運用している。ただし、路上喫煙を禁止する「路上喫煙制限特別区域」を指定していないため、過料徴収はしていない。

* 広島市は、条例で他者への健康被害の禁止を規定しており、有害物質が少量ながらも排出されていることから、条例の対象としている。ただし、加熱式たばこは紙巻たばこに比べ普及していないことから注意指導にとどめている。

公設喫煙場所の今後のあり方に関する検討資料

1 整備の目的

喫煙者と非喫煙者の共存，周辺のたばこのポイ捨ての減少，喫煙マナーの向上等を目的として，条例制定時の市議会の付帯決議（※1）及び審議会の答申（※2）に基づき設置している。

2 設置経過

これまでに18箇所（※3）の公設喫煙場所を設けている。（個別の状況は別紙11参照）

	名称	供用開始年月
1	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	平成20年 5月
2	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	平成23年 6月
3	清水坂観光駐車場（休憩所内）	平成24年 1月
4	〃（北側緑地帯内）	〃
5	京都駅北口広場（バスターミナル東）	平成24年 2月
6	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下る）	〃
7	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	平成25年 3月
8	京都駅八条東口	平成26年 4月
9	J R山科駅前北広場	平成26年10月
10	J R西大路駅前	〃
11	高台寺公園内	平成27年12月
12	京都駅八条西洞院	〃
13	J R桂川駅前	平成27年12月
14	京阪中書島駅前	〃
15	京都駅みやこ夢てらす	平成28年12月
16	京都駅八条西口	〃
17	京都駅サンクンガーデン前	〃
18	京都駅北口広場（タクシープール東）	平成29年 3月

3 設置費及び管理費

JT（日本たばこ産業）と本市との覚書により，JTが設置した後に本市が寄付を受けている。設置後の改修等については，JTと協議して改修している。これまでの改修はJTによる施行が多い。

一方管理費は，本市が負担することとなっている11箇所に対し年間約720万円（※4）支出している。設置数の増加や人件費の上昇等により事業予算を圧迫している。

4 既存喫煙場所

(1) 課題

喫煙場所は周辺の路上喫煙者の集約に一定効果があるものの、次のような弊害がある。

ア はみ出して喫煙する利用者

喫煙場所区画に十分な面積があるにも関わらず、区画からはみ出して喫煙する利用者（以降、はみ出し喫煙者という）が多く、受動喫煙、周辺の印象悪化、ポイ捨て増加の原因となっている。新京極公園、JR 山科駅前北広場、JR 桂川駅前の喫煙場所では、対策として区画を拡張したが、抜本的な改善には至っていない。また、東塩小路公園では路面に案内表示を設置し区画内で喫煙するよう誘導する実験を行ったが、効果は限定的であった。

イ 分煙の不徹底

これまでに整備してきた喫煙場所は、ほとんどが喫煙場所区画を壁面等で覆う「パーティション型」である。構造上、煙を閉じ込めることはできないため、漏れ出す煙が多く、受動喫煙の原因となっている。JR 山科駅前北広場、JR 桂川駅前の喫煙場所では対策としてパーティションの高さを拡張した。

(2) 対策の検討

ア パーティション壁面や路面への啓発標示

喫煙者が自発的にマナーを守るよう表示等を検討する。はみ出し喫煙者の中には、はみ出し喫煙がよくないことを認識しながら行動を変えない者がいるため、こうした者の心理に訴求する表示内容を検討する必要がある。

イ 隣接敷地の禁止区域指定

禁止区域指定により過料徴収が可能となる。はみ出し喫煙者の抑制に効果が期待できる。指定にあっては、これまでの審議会の答申等を踏まえるとともに、実効性を担保するため、巡回する指導員の体制等を勘案し検討する必要がある。

ウ 「密閉型」喫煙場所への改修

煙を密閉し、排気装置で影響の少ない空間へ排出することができる設備に改修する方法。漏れ出す煙対策としては効果が期待できる。ただし密閉型は構造上、建築物に該当するため、設置可能な場所が限定される。パーティション型に比べて設置費や管理費が高額であるほか、設備維持や管理にかかる負担が増すことを考慮する必要がある。

エ 移設

他の対策による改善が期待できず、周辺に移設可能な空地や施設があり、改善が見込める場合は、喫煙場所を移設する。

オ 撤去

他の対策による改善が期待できず、移設先もない喫煙場所については、今後の必要性和弊害とを比較衡量したうえで撤去も含め検討する。

5 新設にかかる課題

(1) 設置場所の問題

新設の検討では、平成30年11月9日厚生労働省健康局長通知（別紙12）が示す「屋外分煙施設の技術的留意事項」を満たすことを前提に検討している。これに加え、喫煙需要に見合う面積を確保することを条件とすると、候補地を見出すことが困難になる（※5）。

(2) 周辺住民等の感情の問題

喫煙場所を新設した場合、周辺から喫煙者が集まるため、煙の害の増加、治安の悪化等の影響が生じる。また、パーティション型では、漏れ出す煙に関する抜本的な対策はとれないことが多い。漏れ出す煙に関する苦情は年々増えており、前向きに受容してもらえる場所はほとんどない。

(3) 整備にかける予算の問題

漏れ出す煙への対策として、密閉型の設置が好ましいが、設置費用、管理費用ともパーティション型よりも高額になるほか、設備維持や管理にかかる負担が増す。厳しい財政状況の下で、予算措置が厳しいことが予想される。

6 今後の民間整備の見通し

新たな事業所、店舗等は健康増進法に適合していくため、今後は民間の屋内密閉型喫煙場所が自然に普及していくものと考えられる。特にコンビニエンスストアは、たばこが売りに寄与しているため、一部では屋外の灰皿撤去と並行して密閉型喫煙場所を設置する動きがある。

7 他都市の喫煙場所

(1) 政令指定都市

本市と同様に、ほとんどの政令市がJ Tの寄付により、パーティション型の喫煙場所を設置している。

(2) 東京都及び特別区

受動喫煙防止条例の制定による受動喫煙対策が進められており、一部の特別区が都の補助金を活用してコンテナを改造した密閉型喫煙場所の整備を進めている（別紙13）。また、加熱式たばこ専用喫煙場所を設置した事例もある（別紙14）

(脚注)

※1

平成19年5月29日付帯決議「議第65号 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の制定について」

(略) この取組を実効あるものとするためには、市民等の理解が何よりも必要である。

そこで、次の点について最大限の努力を払うべきである。

(略)

2 禁止区域及びその周辺地域において、喫煙者にも配慮した措置を講じるよう努めること。

(略)

※2 詳細は別紙1-1参照

平成19年9月 路上喫煙等対策審議会答申(抜粋)

<付帯意見>本審議会は、今後の京都市の路上喫煙対策において、次の事項に留意することを市長に具申する。

(略)

2 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。

※3 このほか、京都ヨドバシ敷地内(平成24年12月設置)、四条烏丸FTスクエア(平成26年4月設置)に設置されている喫煙場所は、民間設置であるが、本市設置喫煙場所と同様の条件で設置し、チラシやHP等に掲載している。

※4 令和元年度の年間清掃委託等の実績。

※5 例示されるもののうち「コンテナ型」は、建築物に該当する場合は建築基準法上の規制を受け、区画の建蔽率、容積率に加算しなければならず、余裕のない敷地には立てられないなど立地が制限される。一方「パーティション型」ではクランクを設ける必要があり、最低2㎡程度を通路にあてることになるため、喫煙のためにあてる面積を確保するために要する面積が大きくなる。